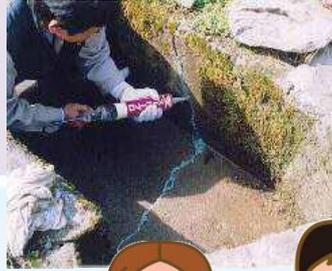


令和2年度



高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払交付金のあらし



令和2年4月

兵庫県 多面的機能発揮推進協議会

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、共同活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、以下に示す農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

多面的機能支払交付金の構成

(1) 農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動 (P4)

【活動例】



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動 (P4)

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 (P5)

① 施設の軽微な補修

【活動例】



ひび割れの補修



農道の部分補修

② 農村環境保全活動

【活動例】



植栽活動



生きもの調査

③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 資源向上支払交付金

2) 施設の長寿命化のための活動 (P6)

【活動例】



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新

3) 組織の広域化・体制強化 (P7)

多面的機能支払交付金

2. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す**活動組織**、又は**広域活動組織***のいずれかを設立する必要があります。

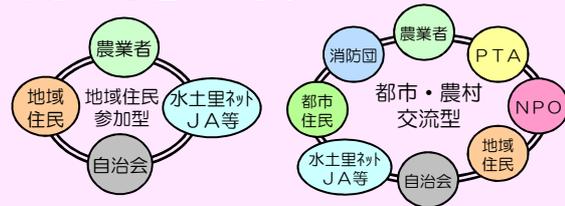
農地維持支払交付金

活動組織

単一集落や複数集落の区域で、活動組織としての規約に基づいて設立運営され、市町から活動組織として認定された組織です。

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

活動組織の例



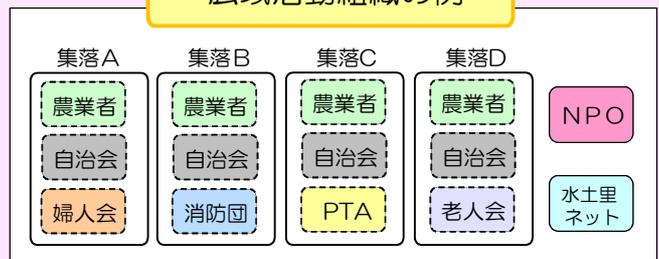
広域活動組織

※規模要件は下記参照

市町単位や旧市区町村単位等の区域で、**広域活動組織**としての規約や運営委員会に基づいて設立運営され、市町から**広域活動組織**として認定された組織です。

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

広域活動組織の例



資源向上支払交付金

○共同活動

農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織又は広域活動組織

○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の活動組織又は広域活動組織

※広域活動組織

広域化にあたり地域で調整が必要ですが、事務局を設置して集落の事務負担軽減や集落間での交付金の融通が可能になる等様々なメリットがあります。

【広域活動組織の規模要件】 兵庫県内

中山間地域等条件不利地域以外の地域

⇒3集落以上かつ、100ha以上または昭和25年2月1日時点の旧市区町村程度

中山間地域等条件不利地域

⇒3集落以上または50ha以上

詳しくはP11市町・県民局窓口まで

3. 対象活動

多面的機能支払では、以下に示す活動が対象となります。

農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。）

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

研修(例)



組織運営に関する研修



作業安全に関する研修



ため池の草刈り



農道の路面維持

※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと
機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

令和2年度改正

② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保安全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保安全管理に関する構想を策定します。

農村の構造変化に対応した
保安全管理の**目標**の設定

保安全管理の**内容**
や**方向**の設定

推進活動※1
の**実践**

地域資源保安全管理
構想※2の**策定**

※毎年実施

※5年間に作成

※1 推進活動の例（毎年地域で話し合いを実施）

- ・ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ・ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保安全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたものになります。なお、活動期間5年間に本構想を策定しないと5年間当初まで遡及返還が発生します。

資源向上支払交付金（共同）

①施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>機能診断</p>  <p>施設の機能診断</p>	<p>実践活動(例)</p>  <p>水路のひび割れ補修</p>	 <p>農道の部分補修</p>	<p>研修(例)</p>  <p>補修等に関する研修</p>
--	--	---	---	---

※研修は活動期間中に1回以上実施

②農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>啓発・普及(例)</p>  <p>地域住民との交流活動</p>	<p>実践活動(例)</p>  <p>水質調査</p>	 <p>防災減災(田んぼダム)</p>	 <p>植栽活動</p>
---	--	---	--	--

③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づく下記のa~hの活動を毎年度実施します。取り組まない場合は、資源向上支払（共同）の交付単価が基本単価の5/6となります。

中山間地域等条件不利地域以外の地域では、iの広報活動も毎年実施が必要です。

<p>a：遊休農地の有効活用</p> <p>地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動</p>	<p>b：農地周りの環境改善活動の強化</p> <p>鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動</p>
<p>c：地域住民による直営施工</p> <p>農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動</p>	<p>d：防災・減災力の強化</p> <p>水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動</p>
<p>e：農村環境保全活動の幅広い展開</p> <p>農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動</p>	<p>f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</p> <p>地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動</p>
<p>g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</p> <p>農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動</p>	
<p>h：地域資源を活用した都市農村交流</p>	
<p>i：広報活動</p>	

令和2年度改正

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農業水路、ため池、農道など施設の補修・更新等の活動を支援します。

補修(例)



水路壁の表面被覆



未舗装農道の舗装



漏水箇所の補修

更新等(例)



コンクリート水路の更新



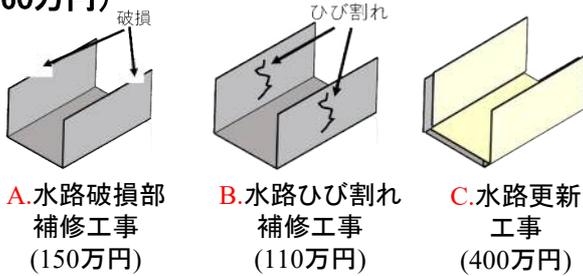
ゲート、バルブの更新

※効率的かつ効果的な執行のため、原則「工事1件当たり費用は200万円未満」。
 工事1件の考え方は下記を参照下さい。200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書」を策定し、市町へ提出して審査を受ける必要があります。
 ※兵庫県では長寿命化整備計画の策定により、工事1件500万未満まで実施可能。

工事1件と長寿命化整備計画作成有無、長寿命化での実施可否の考え方例

水路の参考例です、他にも様々な場合も。詳しくは11ページ市町および県民局窓口まで。

パターン① 異なる路線別に工事を一括で発注(660万円)



パターン①【工事1件の考え方】
 路線が異なりA,B,Cそれぞれ工事1件としてカウント。

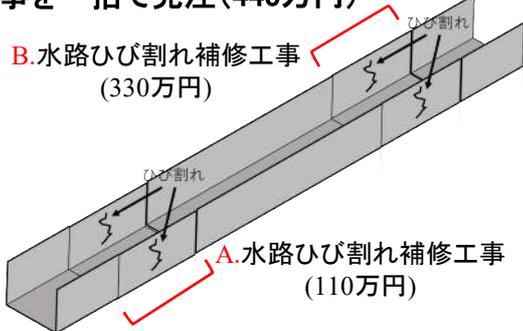
【長寿命化整備計画書の作成】
 工事1件がA・B・Cともに500万以下で長寿命化の活動対象。

A・Bは200万未満で不要。
 Cは200万以上で作成必要。

長寿命
 実施
 可否



パターン② 同一路線で連続していない箇所の工事を一括で発注(440万円)



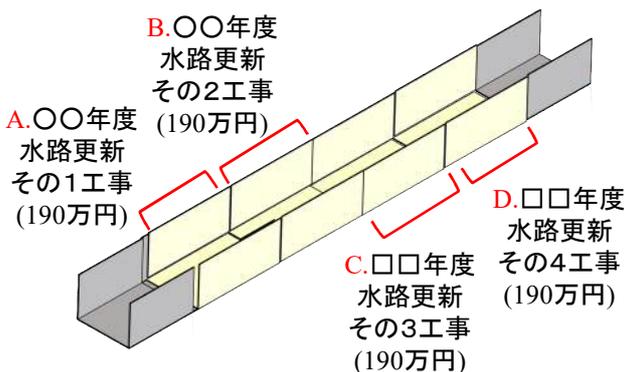
パターン②【工事1件の考え方】
 工事箇所の間隔が離れていれば、別工事。よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウント。

【長寿命化整備計画書の作成】
 工事1件がA・Bともに500万以下で長寿命化の活動対象。

Aは200万未満で不要。
 Bは200万以上で作成必要。



パターン③ 同一路線で工事を年度ごとに分割して発注(760万円)



パターン③【工事1件の考え方】
 年度が分かれても連続しているA,B,C,Dは、4つまとめて工事1件(A+B+C+D)としてカウント。

【長寿命化整備計画書の作成】
 全体が工事1件760万円で要綱基本方針の上限500万円を超過。

長寿命化の活動の対象外となり、長寿命化では実施できません。他事業で実施下さい。



組織の広域化・体制強化

「大きな組織にして効率的に活動したり、組織をNPO化したい」という場合には、支援が受けられます。

- ① 広域活動組織の設立
- ② 活動組織の特定非営利活動法人化

4. 対象となる農用地

交付金の算定対象となる農用地は以下のとおりです。

農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 県や市町が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地*
 - (a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地
 - (b) 県若しくは市町の条例・契約等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保安全管理が図られている農用地。またはため池と一体的に保全を図る必要がある農用地。
 - 例) ・総合治水条例に基づく雨水貯留に取り組む水田（田んぼダム）やため池（早期落水等）
 - ・緑条例に基づく環境形成区域の第3号区域
 - ・景観条例に基づく景観形成地区のうち、基本方針に農村景観の形成等が謳われている農用地
 - ・都市計画マスタープランにおいて農地の保全が位置づけられた農用地
 - (c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

5. 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

交付単価の基本単価は以下のとおりです。

区分	①農地維持	②資源向上 共同 ※1、2、3	③資源向上 長寿命化 ※4、5、6	右表は事例の多い組み合わせ例	
				①農地維持＋ ②資源向上共同 ※5年以上実施地区	①農地維持＋ ②資源向上共同＋ ③資源向上長寿命化
田	3,000	2,400	4,400	4,800	9,200
畑※7	2,000	1,440	2,000	3,080	5,080
草地	250	240	400	430	830

左表注釈

- ※1：5年間以上実施した地区や長寿命化実施地区は、②単価に0.75を乗じた額になります。
- ※2：多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、単価は5/6を乗じた額になります。
- ※3：条件により、P8に示す加算単価が上乘せされます。
- ※4：長寿命化の表に記載した単価は上限額で、予算状況により減額されます。
- ※5：広域活動組織でなく、直営施工を実施しない活動組織は、単価は5/6を乗じた額です。
- ※6：広域組織でない活動組織は、③の交付上限額は、保安全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。
- ※7：畑には樹園地を含みます。

基本単価に加えて条件に応じ、資源向上支払共同に加算されます。

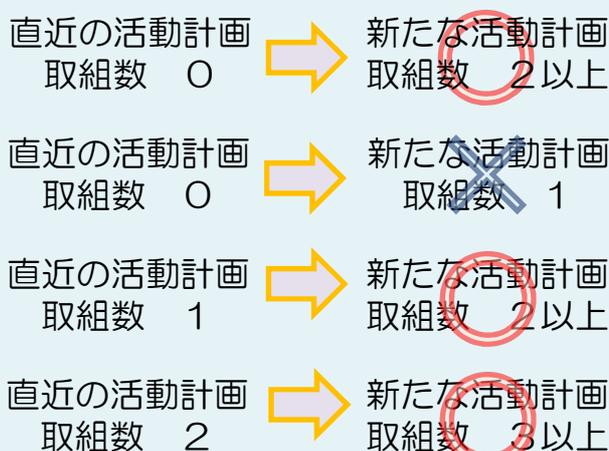
加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動（P5）に取り組んでいる活動組織が、新たに取組を選択し、1取組以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2取組以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上共同 加算単価（円/10a）※1

区分	加算単価
田	400
畑	240
草地	40

1：5年間以上実施した地区や長寿命化実施地区は単価に0.75を乗じた額になります。



加算措置 ②農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける活動組織において、**農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年行われる場合**、①に更に単価の加算を行います。

資源向上共同 加算単価（円/10a）※1 <条件> ※①～③全て満たすこと

区分	加算単価
田	400
畑	240
草地	40

1：5年間以上実施した地区や長寿命化実施地区は単価に0.75を乗じた額になります。

- ①加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受けること
- ②構成員（人・団体）のうち、農業者以外の者が占める割合が4割以上であること
- ③共同活動に参加する構成員の総人数の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が参加する実践活動を毎年度行うこと

令和2年度改正

加算措置 活動の広域化・体制強化への支援

条件（認定農用地面積）	交付額（年・組織）
3集落以上または50ha以上200ha未満	4万円
200ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人	8万円
1,000ha以上	16万円

広域活動組織に対して最長5年間（当該活動期間中）にわたって面積規模に応じて継続的に支援します。

※市町から広域活動組織の認定を受けていることが必要です。

6. 活動の手順

活動の手順は以下のとおりです。

取組前年度

① 組織の設立

- ・ 設立総会を開催し、活動を実施する組織を設立します。
- ・ 事前に規約や事業計画書、活動計画書の案を作成し、総会で構成員から合意を得ます。
- ・ 地域で十分合意を得て取り組むことがポイントです。
- ・ 市町担当窓口ともよく調整しましょう。

1年目

② 申請書類の作成・提出

- ・ 事業開始に必要な事業計画や活動計画などの書類を作成し、市町に提出します。様式は市町担当窓口から入手してください。
- ・ 市町で定められた提出期限内に提出をお願いします。

1年目～5年目

③ 活動の実施・交付金の交付

- ・ 市町から事業計画が認定されると5年間の活動が開始します。
- ・ 計画に基づいた活動を行います。
- ・ 毎年度、市町に交付金を申請して交付金を受けます。
- ・ 毎年4/1～3/31の活動が交付金の対象となります。

④ 活動の実施および報告

- ・ 日々の活動に伴い、活動記録や金銭出納簿等を作成します。
- ・ 長寿命化工事も年度末までに完了するよう、計画的に準備します。
- ・ 地域で話し合いを行い、地域資源保全管理構想を作成します。
- ・ 計画に変更が生じた場合は、市町に必要な手続きを行います。
- ・ 年度末には総会を開催し、当年度事業報告と翌年度予定を構成員に諮り、合意を得ます。
- ・ 当該年度の成果をとりまとめて報告書を作成し、市町に提出します。
- ・ 持越金が多くならないよう、計画的に執行します。

⑤ 活動最終年度 次期計画の準備

5年目

- ・ 計画した活動が5年で実施できているか確認します。
- ・ 持越金の金額を把握します。金額により返還が必要な場合があります。
- ・ 次期計画に向けて、計画や活動体制を地域でよく話し合います。
- ・ 次期も続けて取り組む場合は、②の認定手続きが必要です。

7. 交付ルート

交付金は国⇒県⇒市町に交付され、組織には市町から交付されます。



8. 交付金の弾力的な活用について

① 必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

- 必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、
農地維持支払交付金による資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施や、資源向上支払交付金（共同）による農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施が可能です。ただし、資源向上支払交付金（長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同）の活動は実施できません。

② 交付金の計画的な活用

- 計画的な活動のため、組織において、活動期間内は交付金の持越が可能です。
- 活動期間終了年度の翌年度を始期とし、新たに事業計画の認定を受ける組織については、交付金の残額を翌年度の経理に含めることができます。
- ただし、組織において、活動期間内及び期間終了年度で新たに事業計画の認定を受ける場合のどちらにおいても、交付金の持越を行う場合には、必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要最低限の金額とする必要があります。特に活動期間終了年度においては、最終年度交付額の3割未満の金額までしか新たな事業計画に持ち越すことはできません。
- なお、**持越額が年交付額の3割を超え、かつ100万円以上となる場合は、持ち越し金の使用予定表の提出が必要**となりますのでご注意ください。

令和2年度改正

多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q1) 新たに活動組織を立ち上げる場合、いつ時点の活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動も活動記録や領収書等を残しておくことが必要です。

(Q2) 活動組織の研修で、機械の安全な使用に係る研修が必須になった理由を教えてください。

令和2年度改正

(A) **草刈り機や重機等に係る事故が原因で構成員の死亡やケガなどが多発していることを踏まえ、機械の安全な使用に係る研修についても必須となりました。**

(Q3) 活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

(A) 活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還することになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由（農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合に伴う認定農用地又は対象農用地の減少等）が認められる場合は、交付金の返還を免除しています。

問 合 せ 先

兵庫県農政環境部農林水産局農地整備課農村計画班 TEL078-362-3431

神戸地域 神戸県民センター神戸土地改良センター TEL078-361-8562
神戸市西農業振興センター TEL078-975-5800
神戸市北農業振興センター TEL078-982-7111

阪神地域 阪神北県民局阪神農林振興事務所 TEL079-562-8913
西宮市農政課 TEL0798-34-8491 宝塚市農政課 TEL0797-77-2036
三田市農村整備課 TEL079-559-5090 猪名川町農業環境課 TEL072-766-8702

東播磨地域 北播磨県民局加古川流域土地改良事務所 TEL0794-82-9828
明石市農水産課 TEL078-918-5017 加古川市農林水産課 TEL079-427-9231
高砂市産業振興課 TEL079-443-9031 稲美町産業課 TEL079-492-9141

北播磨地域 北播磨県民局加古川流域土地改良事務所 TEL0794-82-9828
西脇市農村整備課 TEL0795-22-3111 三木市農業振興課 TEL0794-82-2000
小野市産業創造課 TEL0794-63-1928 加西市農政課 TEL0790-42-7523
加東市地域整備課 TEL0795-43-0519 多可町産業振興課 TEL0795-32-2388

中播磨地域 中播磨県民センター姫路土地改良センター TEL079-281-9444
姫路市農林整備課 TEL079-221-2481 神河町地域振興課 TEL0790-34-0960
市川町地域振興課 TEL0790-26-1015 福崎町農林振興課 TEL0790-22-0560

西播磨地域 西播磨県民局光都土地改良センター TEL0791-58-2218
相生市農林水産課 TEL0791-23-7156 たつの市農地整備課 TEL0791-64-3159
赤穂市産業観光課 TEL0791-43-6841 宍粟市農地整備課 TEL0790-63-3180
太子町産業経済課 TEL079-277-5993 上郡町産業振興課 TEL0791-52-1116
佐用町農林振興課 TEL0790-82-0667

但馬地域（北部） 但馬県民局豊岡土地改良センター TEL0796-26-3716
豊岡市農林水産課 TEL0796-23-1127 香美町農林水産課 TEL0796-36-0846
新温泉町農林水産課 TEL0796-82-5626

但馬地域（南部） 但馬県民局朝来土地改良センター TEL079-672-6850
養父市農林振興課 TEL079-664-0284 朝来市農林振興課 TEL079-672-2774

丹波地域 丹波県民局篠山土地改良事務所 TEL079-552-7419
丹波篠山市農都政策課 TEL079-552-1117 丹波市農林整備課 TEL0795-74-1707

淡路地域 淡路県民局洲本土地改良事務所 TEL0799-26-2116
洲本市農地整備課 TEL0799-24-7639 淡路市農地整備課 TEL0799-64-2190
南あわじ市農地整備課 TEL0799-43-5225

兵庫県多面的機能発揮推進協議会
TEL : 078-360-6605 FAX : 078-360-6606
E-mail : tamen.kyougikai@hyogo-nouchimizu.com
HP : <http://hyogo-nouchimizu.com/>

HPにアクセス!



兵庫 農地水

検索

